

～移住者等への定住支援制度～

【智頭町 UJI ターン住宅支援事業補助金】

補助対象者	移住者及び、空き家所有者
補助率	事業費の1/2（上限：100万円）
内 容	<p>町外からの移住者が、定住の目的で町内の空き家物件を改修等する場合に、改修費等の一部を補助します。</p> <p>また、空き家の所有者が町外からの移住者のために、空き家を改修等する場合においても改修費等の一部を補助します。</p> <p>この場合、智頭町の空き家バンクに登録した物件が対象となります。</p>

【智頭町空き家家財道具等整理補助金】

補助対象者	移住者及び、空き家所有者
補助率	事業費の10/10（上限：20万円）
内 容	<p>町外からの移住者が、定住の目的で町内の空き家物件の家財道具を処分する場合に、処分費の一部を補助します。</p> <p>また、空き家の所有者が町外からの移住者のために、空き家の家財道具を処分する場合においても、処分費の一部を補助します。</p> <p>ただし、請負業者は鳥取県内の業者に限ります。</p>

【智頭町 UJI ターン者受入自治会等支援事業補助金】

補助対象者	移住等を受け入れる自治会、NPO、地区振興協議会等
補助率	事業費の10/10（上限2万円）
内 容	<p>移住者の空き家の登録から、自治会等への溶け込みまで、移住者を積極的に受け入れる団体に対し、受入に係る経費を補助します。</p> <p>ただし、移住者1家族につき、1回限りとする。</p>

※注) いずれも予算に限りがあるので、必ず交付されるとは限りません。

【問い合わせ先】

智頭町役場 企画課

TEL:0858-75-4112

E-mail:kikaku@town.chizu.tottori.jp